

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次数値目標の設定理由	第2次目標値	所管課
1	犯罪率(人口千人当たり刑法犯認知件数)	9.43件 (平成25年)	6.19件 (平成30年)	8.30件 (平成30年)	○	平成27年には犯罪率8.00件となり、目標値を下回った。その後も犯罪率の値は減少し、最終年は目標を大幅に達成するに至った。 しかしながら、最終年の値は全国平均(6.40件)より低いものの、都道府県別ではベスト37位と低い水準に留まっている。 よって第2次計画では、平成29年当時の全国ベスト20位(5.47件)を目指すこととして、近似値の5.50件を目標に設定した。	5.50件 (令和5年)	県警
説明	刑法犯認知件数÷人口×1000。人口の多少に左右されず、多地域間の犯罪の発生しやすさを比較することができる。 H30: 全国平均6.40件、都道府県別では、愛媛県はベスト37位							
2	「安全・安心メールマガジン」登録者数	712人 (平成24年度)	831人 (平成30年度)	3,000人 (平成30年度)	×	インターネット環境の進化により、メール配信サービスに代わる様々なSNSが発展したことにより、大幅な登録者数の増加には至らなかった。 現在、メールマガジンのほか、多くの利用者が見込まれる「Yahoo!Japan」の運営する、「Yahoo!防災速報メール」を活用して情報発信している。(平成30年末、県内利用者数約18万人) メールマガジン自体は、第三者によるツイッター等を介しての二次利用も見込まれ、情報発信ツールとしては現在も有効であるが、様々な情報発信ツールを活用している現在、メールマガジンのみを数値指標としても無意味であるため、第2次目標からは削除とした。	削除	生活安全企画課
説明	県内で発生する「不審者情報」や「振り込み詐欺被害情報」等を、メールで知らせる県警からの情報サービスの登録者数							
3	事件・事故速報ホームページのアクセス件数	68,892件 (平成24年度) ※上記件数は平成24年4月のひと月間の数値と、後に判明。	121万2,371件 (平成30年度) ※ひと月あたり、約10万1,031件	80,000件 (平成30年度)	○	初期値を改めて確認した結果、同数値は平成24年4月のひと月間の数値であることが判明したことから、目標値についてもひと月当たりの数値と認められた。 最終値について、ひと月あたりの値は、約10万1,031件となり、年度間の累計としても、ひと月平均としても、目標自体は達成している。 現状、アクセス数については高止まりの傾向にあるが、更なる閲覧件数の増加を目指し、目標値を140万件とした。	140万件 (令和5年度)	広報県民課
説明	愛媛県警察本部の公式HPにおける「事件・事故速報」ページのアクセス数							
4	自主制作広報番組を活用した安全・安心情報の提供	6番組 (平成24年度)	6番組 (平成30年度)	6番組 (平成30年度)	○	通年、2箇月ごとに番組を更新し、年度ごとに計6番組となるよう、継続した番組作成がなされた。 番組数の増加は、質の低下を招くことにもつながりかねないことから、第2次目標値についても、現状の6番組を維持することとした。	6番組 (通年)	広報県民課
説明	2箇月ごとに内容を更新するレギュラー番組であり、県警の自主制作番組。1本あたり4コーナー15分番組CATV、県警公式YouTubeなどで情報発信							

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
5	県内防犯ボランティア団体数	449団体 (平成25年)	390団体 (平成30年度)	500団体 (平成30年度)	×	現在、既存団体は、構成員の高齢化や後継者不足、資金不足等の様々な課題を抱えており、それらの課題を解消するに至らず、結果、団体数は平成23年をピークに7年連続で減少し、目標の達成には至らなかった。 県民の防犯意識向上のためには、防犯ボランティア活動の根幹となる団体の減少に歯止めをかける必要があることから、第2次目標値としては、現状維持を目標に400団体とした。	400団体 (令和5年)	生活安全 企画課
説明	県内の、自主防犯活動を行うボランティア団体数(平均月1回以上の活動実績があり、かつ、構成員が5人以上の団体を対象) H30の団体数:愛媛県31位							
6	青色防犯パトロール車両台数	1,577台 (平成25年)	1,549台 (平成30年度)	2,000台 (平成30年度)	×	上記ボランティア団体数同様、気運の高まりから10余年が過ぎ、団体数が飽和状態のなか、高齢化や資金不足等の課題の解消に至らず、結果、目標達成とはならなかった。 現状において、大幅な車両台数の増加は見込めないものの、台数の維持は防犯ボランティア活動の継続に必要不可欠であることから、第2次の目標として、現状維持(微増)の1,600台を目標値とした。	1,600台 (令和5年)	生活安全 企画課
説明	県内の青色防犯パトロール車両の台数 H30の車両台数:愛媛県10位							
7	まもるくんの会社・車	133事業所 9,282台 (平成25年)	148事業所 5,592台 (平成30年度)	150事業所 11,000台 (平成30年度)	×	平成27年2月、再調査の結果、車両台数に誤りが認められたため、修正。(平成27年時、5,907台(-2,448台)) 事業所数については、新規の加入はあるものの、廃業や脱退等もあり、結果、わずかながら目標の事業所数に届かなかった。 車両台数については、車両を多く保有する事業者の規模縮小、脱退等が増加数を上回り、近年、減少傾向にある。 第2次目標値については、防犯CSR活動の促進のためにも事業者数は第1次目標値150事業所を継承することとし、車両台数については、検討した際(平成30年8月末)の現状値が、145事業所、5590台であったことから、1事業所あたりの平均台数を考慮して、近似値となる6,000台を目標値とした。	150事業所 6,000台 (令和5年度)	生活安全 企画課
説明	子どもが何等かの被害にあったり、あいそになった時、助けを求めることのできる事業所数「車」とは、屋外の子どもの見守りや警戒活動を事業活動と並行して行う車・バイクの数							
施策2 学校等における子どもの安全確保		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
8	公立学校における学校安全計画の策定率	100% (平成24年度)	100% (平成30年度)	100% (通年)	○	全公立学校が、学校の施設設備の点検や、児童生徒に対する安全指導等を盛り込んだ計画を策定するとともに、毎年の見直しを行うことで、計画に基づく継続した学校安全の取組が行われた。 学校安全計画の策定は、学校保健安全法により当然に策定すべきものであり、既に100%の達成を継続している状況にあることから、第2次目標からは削除とした。	削除	保健体育 課
説明	学校保健安全法に基づき、学校が学校安全計画の策定を義務付けられているもので、計画の策定と毎年の見直しを促すもの							

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策2 学校等における子どもの安全確保		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
9	公立学校における危機管理マニュアルの策定率	100% (平成24年度)	100% (平成30年度)	100% (通年)	○	全公立学校が、事件、事故、自然災害に加え、児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題に対するマニュアルの策定と、毎年の見直しを行うことで、危険に対する備えが継続された。 危機管理マニュアルの策定等は、学校保健安全法により当然に策定すべきものであり、既に100%の達成を継続している状況にあることから、第2次目標からは削除とした。	削除	保健体育課
説明	学校保健安全法に基づき、学校が危機管理マニュアルの策定を義務付けられているもので、計画の策定と毎年の見直しを促すもの							
10	公立学校における学校の安全点検の実施率	100% (平成24年度)	100% (平成30年度)	100% (通年)	○	全公立学校が、学校施設や設備の安全点検を、通年、継続して行うことで、学校安全の確認が行われた。 学校の安全点検の実施は、学校保健安全法により当然に策定すべきものであり、既に100%の達成を継続している状況にあることから、第2次目標からは削除とした。	削除	保健体育課
説明	学校保健安全法では、学校に施設及び設備の安全点検を義務付けており、点検実施を促すもの							
11	公立小・中学校における通学路の安全点検の実施	100% (平成24年度)	100% (平成30年度)	100% (通年)	○	全ての公立小・中学校が、学校PTA、ボランティア団体、警察等と連携して、通年、継続した通学路の安全点検を実施し、危険の排除等、安全確認が行われた。 通学路の安全点検は、子どもの安全確保のためには必要不可欠なものであり、今後も継続して行う必要があることから、第2次目標についても、引き続き通年の実施率100%を目標とした。	100% (通年)	保健体育課
説明	学校において各関係機関と連携して通学路の点検を実施するよう促すもの							
12	県立高校における非行防止教室の実施率	100% (平成24年度)	100% (平成30年度)	100% (通年)	○	全ての県立学校で通年、非行防止教室を開催することで、生徒の社会規範の高揚、自己抑制力の向上が図られた。 継続した教室の開催は、少年の健全育成、少年非行の抑制の見地からも、必要な取組であることから、第2次目標についても、引き続き目標値を通年100%と設定した。	100% (通年)	高校教育課
説明	非行防止教室は、少年の非行防止に関する知識・経験を有する者を講師として学校に招き、生徒に対して社会規範を守ることの大切さを教え、生徒の規範意識の高揚及び正義感、自己抑制力等を養うことを目的として、全ての県立高等学校・県立中等教育学校で実施するもの							

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策2 学校等における子どもの安全確保		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
13	学校安全計画に生活安全の内容を盛り込んでいる学校の割合	99.5% (平成23年度)	100% (平成30年度)	100% (平成30年度)	○	「交通安全」「災害安全」「生活安全」の3領域を盛り込むべき学校安全計画に、当初こそ、「生活安全」の盛り込まれていない学校が一部認められたものの、以降は全ての公立学校で、3領域全てが組み込まれた計画の策定、見直しが行われた。 「生活安全」を盛り込む学校安全計画の策定は、学校保健安全法により当然に盛り込まれるものであり、既に100%の達成を継続している状況にあることから、第2次目標からは削除とした。	削除	保健体育課
説明 学校安全は交通場面における「交通安全」、地震などから身を守る「災害安全」、事件・事故などの犯罪から身を守る「生活安全」の3領域から成り立っているもので、3領域全てを、学校安全計画に盛り込むよう推進するもの								
14	地域ボランティア(青パト等)と連携した子ども見守り活動の実施(小学校)	62回 (平成25年)	131回 (平成30年)	78回 (通年)	○	平成26年こそ61回と、目標回数に満たなかったものの、以後、94回(平成27年)、128回(平成28年)、114回(平成29年)、そして131回(平成30年)と、目標値を超えた活動が行われた。 第2次目標としては、検討基準となった平成29年の回数、114回を超える通年120回を目標値とした。	120回 (通年)	生活安全企画課
説明 県警(各警察署)とボランティア団体とで連携して行われた活動実施数(少年警察ボランティアは除く。)								
施策3 犯罪の防止に配慮した環境の整備		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
15	県営住宅の建設又は改修時の防犯に配慮した住宅の整備(玄関ドアにCP仕様の錠を使用)	140戸 (砥部団地) (平成24年度)	268戸 (砥部団地) (平成28年度)	268戸 (砥部団地) (平成28年度)	○	目標とした平成28年度までに、県営住宅建設である砥部団地268戸の玄関ドアを全てCP仕様の錠として、目標を達成した。 第2次目標としては、更なる住宅防犯設備の向上に向け、平成29年度の時点で、公営住宅の玄関ドアがCP仕様の錠の戸数567戸のところ、その2倍弱の戸数となる、1,128戸のドアの錠をCP仕様とすることを目標とした。	1,128戸(公営住宅) (令和5年度) ※平成29年度は567戸	建築住宅課
説明 県営住宅建設(砥部団地)において、全ての玄関ドアをCP仕様の錠とするもの第2次計画からは、県内の公営住宅を対象に目標を設定する。								
16	建築確認時の住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備に関する指針の周知(確認済注意書にHPアドレス記載)	-	30件 (平成30年度)	100件 (通年)	×	当初の想定に比べて建築確認申請数が伸び悩み、昨年度(平成29年度)も47件と、目標値である年間100件には届かなかった。 第2次目標として、現状、第1次目標値である年間100件という数値の達成は困難と認められることから、検討時、参考とした平成29年度の数値47件を超えることを目標に、年間60件を目標値として設定した。	60件 (通年)	建築住宅課
説明 住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備に関する指針について、周知文書を確認済証に添付し、建築主に配布10平方メートルを超える建物を建築の際、建築確認申請が必要								

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策3 犯罪の防止に配慮した環境の整備		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
17	市街地における歩道等の整備率	71.0% (平成24年度)	74.3% (平成30年度)	77.4% (平成30年度)	×	平成26年時で73.0%、平成28年時で74.0%と、整備率は向上したものの、最終年度で目標値までには至らなかった。 これまでの進捗状況を考慮し、第2次目標値を75.6%と、第1次目標値より下方修正のうえ設定した。	75.6% (令和5年度)	道路維持課
説明	歩道等の整備率とは、市街地の道路のうち、歩道の設置や路肩のカラー化、防護柵の設置等により歩行者の安全対策を実施した延長の割合 第2次目標値については、過去の整備進捗率をもとに設定							
新規	事業所に対するサイバーセキュリティ・カレッジの実施					近年のサイバー空間の脅威の深刻化を受け、第2次計画から新たな数値目標としたもの。 目標数値は、県内全9つの商工会議所の事務局と連携し、参加事業所の見込み数を踏まえたうえで設定した。	240事業所 (通年)	サイバー犯罪対策課
説明	警察が中小企業等の事業所を対象に実施したサイバーセキュリティ講話の受講事業所の延べ数							
新規	学校等における情報モラル教室の実施回数					近年のサイバー空間の脅威の深刻化を受け、第2次計画から新たな数値目標としたもの。 目標数値は、平成25年度から平成29年度における実施回数の平均が、年度あたり約232回となることから、更なる実施回数の増加を目指し、年250回の実施を目指すこととした。	250回 (通年) ※平成29年度は233回	少年課
説明	警察が小・中・高校生や保護者・教育関係者等を対象に実施した、学校や地区単位の情報モラル教室の実施回数							
施策4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
18	事業所における防犯責任者制度を確立し、県内事業所への普及	-	-	200事業所 (平成30年度)	×	目標設定当初から、防犯責任者制度を確立し、警察が認定する「愛媛県優良事業者制度」の創設を想定して検討を重ねてきた結果、本来、事業所の管理責任者は当然に防犯責任を負っているものであるから、改めて制度を確立する必要性はないとの結論に至り、制度を作らず、様々な機会を通じて、事業者等に対して防犯責任者の設置等を指導していくこととして、制度確立を見送った。 以上の理由により、第2次目標からは本項目を削除することとした。	削除	生活安全企画課
説明	事業者に対して、犯罪の防止のための措置を講ずるよう促すため、防犯責任者制度を確立して事業所に普及させようとするもの							

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
19	事業者CSR活動として設置した街頭防犯カメラの設置台数	169台 (平成25年)	691台 (平成30年度)	500台 (平成30年度)	○	目標台数に向けて、年々、順調に増加したもので、最終年度には、目標を大きく超える691台の防犯カメラが設置された。 事業者による街頭防犯カメラの設置は、なにも自主的設置のみではなく、基金によって設置するものもあり、どちらも社会貢献に違いないことから、第2次目標については、CSR活動による事業者自らによる設置とともに、基金によって設置された台数を合わせた合計数を目標値とした。 検討時の基準値は、985台(平成29年度)であり、これまでの台数増加の推移と、既に設置しているカメラの維持を考慮して、第2次目標値を微増の1,200台と設定した。	1,200台 (令和5年度) ※事業者CSR活動による自主的設置に加え、基金による設置台数も合わせた台数	生活安全企画課
説明		警察の働きかけによって事業者が自主的防犯活動の一環として設置した防犯カメラの台数						
20	深夜スーパーにおける店外防犯カメラの設置率	64% (平成25年)	93.3% (平成30年)	80% (平成30年)	○	県内の主要コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、ミニストップ、デイリーヤマザキ)を対象に、平成30年12月末時点で設置率が93.3%と、目標値を大きく超える設置率となった。 現状、ほぼ全てのコンビニエンスストアに店外防犯カメラが設置されており、目標を十分に達成したことから、第2次目標からは削除することとした。	削除	生活安全企画課
説明		県内の深夜スーパー(24時間営業のコンビニエンスストア)の店外カメラの設置率						
施策5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
21	無施錠自転車盗の低減	82.4% (平成25年)	72.2% (平成30年)	65% (平成30年)	×	無施錠率自体は、減少傾向にあるものの、減少幅はわずかであり、結果、目標には届かなかった。(79.8%(平成26年)、80.2%(平成27年)、74.4%(平成28年)、72.5%(平成29年)) 第2次目標については、第1次の目標値を継承することとし、65%を目標とする。	65% (令和5年)	生活安全企画課
説明		盗難時無施錠の自転車の比率						
22	鍵かけ促進キャンペーンの実施	32回 (平成25年)	51回 (平成30年)	64回 (通年)	×	平成26年は60回、平成27年は40回、平成28年は38回、平成29年は32回と、いずれも目標値の年間64回を達成するには至らなかった。 自転車盗被害の認知件数は減少しているものの、その減少率は鈍く、また無施錠率の低下も鈍化傾向にあることから、更なる県民の意識向上のため、第1次の目標値を継承し、年間を通じて64回のキャンペーン実施を目標とした。	64回 (通年)	生活安全企画課
説明		各警察署の実施する自転車の鍵かけキャンペーン活動の累計						

第1次計画の数値目標達成状況及び、第2次計画の数値目標設定理由等一覧表

施策6 犯罪被害者等に関する支援		初期値	最終値	目標値	達成／未達成	評価及び第2次目標値設定の理由	第2次目標値	所管課
23	犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置市町数	15市町 (平成25年度)	全市町 (平成30年度)	全市町 (平成30年度)	○	犯罪被害者等の負担軽減のため、市町の窓口を1か所に集約することを目標としたもので、全市町において窓口の集約が完了し、目標達成となった。 第1次目標を達成したことにより、第2次目標については本項目を削除した。	削除	人権対策課
説明	犯罪被害者等に対応する市町の窓口を1か所に集約したもの							